

石巻市地域防災計画改訂案に係る委員意見に対する対応一覧(総則)

通し番号	意見委員機関名	該当編	新旧対照表該当頁	意見			事務局対応案	本改訂で修正	備考
				修正前	修正案	修正理由			
1	東北農政局 宮城県拠点地方参事官室	総則	6	【第1章第3節】 【防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱】 機関名の欄 「東北農政局 (大崎地域センター)」	機関名の欄 「東北農政局 (宮城県拠点)」に修正	組織再編による統合があり、名称の変更があったため	修正意見のとおり、修正する。	○	
2	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	総則	7	【第1章第3節】 【防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱】 機関名の欄 「東北地方整備局 (北上川下流河川事務所)」	機関名の欄 「東北地方整備局」に修正 ※ (北上川下流河川事務所) を削除	「処理すべき事務又は業務の大綱」欄の内容が複数の事務所に関わる内容であるため。「東北地方整備局」のみの記載。	修正意見のとおり、修正する。	○	
3	NTT東日本株式会社 宮城事業部 市 復興企画部	総則 他	9	【第1章第3節】 【防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱】 機関名の欄 「東日本電信電話株式会社」	機関名の欄 「NTT東日本株式会社」に修正	令和7年7月1日～社名変更	修正意見のとおり、修正する。 (「NTT東日本株式会社」へ修正)	○	同内容について、下記項目においても修正実施。 【地震編】 第1章第7節 (ライフライン施設等の予防対策) 第1章第9節 (防災知識の普及) 第2章第2節 (情報の収集・伝達) 第2章第25節 (ライフライン施設等の応急復旧) 【津波編】 第1章第6節 (ライフライン施設等の予防対策) 第1章第8節 (防災知識の普及) 第2章第25節 (ライフライン施設等の応急復旧) 【風水害編】 第1章第4節 (ライフライン施設等の予防対策) 第1章第5節 (防災知識の普及) 第2章第1節 (防災気象情報の伝達) 第2章第4節 (通信・放送施設の確保) 第2章第27節 (ライフライン施設等の応急復旧) 【原子力編】 第1章第6節 (防災関係機関の事務又は業務の大綱) 第2章第6節 (情報の収集・連絡体制等の整備) 第3章第2節 (情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保) 第3章第6節 (放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動)
4	市 復興企画部	総則	11	【第1章第3節】 【防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱】 機関名の欄 「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」	機関名の欄 「NTTドコモビジネス株式会社」に修正	令和7年7月1日～社名変更	修正意見のとおり、修正する。 (「NTTドコモビジネス株式会社」へ修正)	○	
5	宮城県東部土木事務所 石巻地区広域行政事務組合 市 北上総合支所	総則	15	【第1章第5節第2】 【過去の主な災害】 2021年 (令和3) 3/20の欄 「県内：重軽傷者73人、住家全壊5棟」に修正	2021年 (令和3) 3/20の欄 「県内：重軽傷者73人、住家全壊5棟」に修正	他の記載と表記を統一	修正意見のとおり、修正する。	○	

石巻市地域防災計画改訂案に係る委員意見に対する対応一覧(地震災害対策編)

通し番号	意見委員機関名	該当編	新旧対照表該当頁	意見			事務局対応案	本改訂で修正	備考	
				修正前	修正案	修正理由				
6	宮城県東部土木事務所	地震	2	【第1章第2節項目第1】 【土砂災害防止対策の推進】 1 土砂災害防止対策の推進 <u>(1) 土砂災害警戒区域等の周知</u> <u>(2) 土砂災害警戒区域等の公表</u>	市が行う取り組み内容は（1）、（2）の両方に同じことが掲載されていることから、（1）の周知に集約してはどうか（公表に言及したい場合は、タイトルを「公表及び周知」にするなど）	土砂災害調査（基礎調査）は県で行い、公表及び区域指定を行うことから、市での取り組みは地域防災計画への反映及びハザードマップ等における周知（避難啓発活動）が基本となると考えられるため。	修正意見を反映し、「(1)土砂災害警戒区域等の周知」及び「(2)土砂災害警戒区域等の公表」を「 <u>2 土砂災害警戒区域等の周知</u> 」として集約し、以下内容のとおり、修正する。 1 土砂災害防止対策の推進 <u>2 土砂災害警戒区域等の周知</u> 市は、県が調査・公表した土砂災害警戒区域等や土砂災害調査予定箇所など、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる市民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。	○		
7	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	地震	6 (追加)	【第1章第4節項目第1】 【交通施設の災害対策】 関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関」に修正 ※ <u>(南三陸沿岸国道事務所)</u> を追加	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関」に修正 ※ <u>(南三陸沿岸国道事務所)</u> を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	同内容について、下記項目においても修正実施。 【地震編】 通し番号13 「第1章第2節項目第3（障害物除去体制の整備）」 通し番号20 「第2章第10節項目第2（緊急輸送道路等の確保）」 通し番号22 「第2章第24節項目第1（公共土木施設等の応急対策）」 【津波編】 通し番号24 「第1章第3節項目第1（交通施設の災害対策）」 通し番号27 「第1章第21節項目第3（障害物除去体制の整備）」 通し番号29 「第2章第10節項目第2（緊急輸送路等の確保）」 通し番号30 「第2章第24節項目第1（公共土木施設）」 【風水害編】 通し番号34 「第1章第15節項目第3（障害物除去体制の整備）」 通し番号36 「第2章第12節項目第2（緊急輸送路等の確保）」 通し番号37 「第2章第26節項目第1（公共土木施設）」	○	
8	市 建設部	地震	8	【第1章第5節項目第1】 【市街地再開発事業等の推進】 第1 市街地再開発事業等の推進 1 市街地再開発事業等の推進	第1のタイトルは「再」の追記不要	市街地再開発事業や土地区画整理事業等の都市計画事業全般を「市街地開発事業」と定義されていることから、第1のタイトルは「再」の追記不要	修正意見を反映し、以下のとおり修正する。 【第1章第5節項目第1 市街地開発事業等の推進】 第1 市街地開発事業等の推進 1 市街地再開発事業等の推進	○	同内容について、下記項目においても修正実施。 【津波編】 通し番号25 第1章第4節項目第1 (市街地再開発事業等の推進) 通し番号26 第1章第4節項目第1 (市街地再開発事業等の推進) 【風水害編】 通し番号33 第1章第2節項目第1 (市街地再開発事業等の推進)	
9	市 建設部	地震	8	【第1章第5節項目第1】 【市街地再開発事業等の推進】 4 木造住宅密集地域が残る場合の対応	・新設4を削除	本市において、木造住宅密集地域はないため。 【木造住宅密集地域】 都市部で木造建築物が密集しており、防災上危険な市街地として対策を要する地域。	修正意見のとおり、修正する。 (「 <u>新設4</u> 」内容を削除する)	○		
10	宮城県	全体 (地震)	19	【第1章第15節項目第2】 【市民への通信体制の整備と周知】 1 地域住民等からの情報収集体制の整備 「市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段 <u>を活用し、民間企業、報道機関、市民等からの情報等の多様な災害関連情報等を収集する体制を整備する。</u> 」	情報収集及び物資輸送等の項目 <u>「無人航空機」</u> に係る記載を追記	防災基本計画及び県計画修正の反映をお願いします。	修正意見を反映し、以下のとおり修正する。 「市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段 <u>や無人航空機を活用するとともに、民間企業、市民等の災害関連情報等を収集する体制を整備する。</u> 」	○		

石巻市地域防災計画改訂案に係る委員意見に対する対応一覧(地震災害対策編)

通し番号	意見委員機関名	該当編	新旧対照表 該当頁	意見			事務局対応案	本改訂で修正	備考
				修正前	修正案	修正理由			
11	石巻地区消防本部	地震	22	【第1章第20節項目第1】 【火災予防対策】 2 (1) 消防組織の充実強化 「地震災害時における消防業務に対応できる体制を確立するため、 <u>広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図る</u> とともに、 <u>各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する</u> また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。」	(1) 消防組織の充実強化 左記朱書き部分となる、「 <u>広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び</u> と「 <u>各消防機関における</u> 」を削除。	当組合に係る部分となりますので、削除してはいかがでしょうか。	修正意見を反映し、以下のとおり修正する。 「市は、地震災害時における消防業務に対応できる体制を確立するため、 <u>消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図る</u> 。また、民間防火組織等の育成を図りながら、 <u>防火思想の普及に努める</u> 。さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、 <u>防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行う</u> よう常時確実な体制がとれるように指導する。」	○	
12	宮城県	全体(地震)	24 (追加)	【第1章第21節項目第1】 【輸送体制の整備】 2. 輸送手段の確保等 「市は、災害時に被災者、救援物資、資機材等を避難所まで輸送する手段、役割分担について検討する。また、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど関係機関相互の連携を図る。」	情報収集及び物資輸送等の項目 <u>「無人航空機」</u> に係る記載を追記	防災基本計画及び県計画修正の反映をお願いします。	修正意見を反映し、以下のとおり修正する。 「市は、災害時に被災者、救援物資、資機材等を避難所まで輸送する手段、役割分担について検討する。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める</u> 。また、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど関係機関相互の連携を図る。」	○	
13	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	地震	24 (追加)	【第1章第21節項目第3】 【障害物除去体制の整備】 関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○	
14	市 教育委員会	地震	32	【第1章第25節項目第1】 【高齢者、障害者等への支援対策】 担当の欄 「●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>学校安全推進課又は学校安全推進課（学校教育課）</u> 、石巻市消防団」に修正	担当の欄 「●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>学校安全推進課又は学校安全推進課（学校教育課）</u> 、石巻市消防団」に修正	教育機関における避難訓練、防災教育及び災害時における初動に関することは、学校安全推進課が主体となって行っているため。	修正意見を反映し、「 <u>学校安全推進課、学校教育課</u> 」として修正する。	○	同内容について、下記項目においても修正実施。 【地震編】 第2章第1節項目第1-2（職員の配備） 第2章第1節項目第2-2（災害対策本部の組織） 【津波編】 第1章第25節 (要配慮者・避難行動要支援者の対策支援) 【風水害編】 第1章第19節 (要配慮者・避難行動要支援者の対策支援) 【原子力編】 第3章第4節（緊急事態応急対策活動体制の確立）
15	市 保健福祉部	地震	33	【第1章第25節項目第1】 【高齢者、障害者等への支援対策】 2 (3) 工 個別避難計画の作成・更新 「個別避難計画の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。」に修正	「個別避難計画の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。」に修正	既に避難行動要支援者システム（デジタル技術）により、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等を行っており、今後も業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術をできる限り取り入れていく考えはあることから、敢えて「積極的に検討する」という文言を記載する必要はないと考えるため。	修正意見のとおり、「積極的に検討する。」を「 <u>努める</u> 。」に修正する。	○	
16	市 市民生活部	地震	36	【第1章第27節項目第1】 【処理体制の整備】 1 廃棄物対策における役割 「（2）事業者の役割」が削除されている	(2) 事業者の役割 「事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。」（同文を追加）	災害廃棄物対策において、事業者の役割を明確にする必要があるため。	本事項は、あくまでも事業者が担う記載内容であるため削除を検討していたが、修正意見のとおり、事業者の役割を明確に示すこととし、「 <u>（2）事業者の役割</u> 」として項目及び同文を追記修正する。	○	

石巻市地域防災計画改訂案に係る委員意見に対する対応一覧(地震災害対策編)

通し番号	意見委員機関名	該当編	新旧対照表該当頁	意見					事務局対応案	本改訂で修正	備考																																																																				
				修正前		修正案		修正理由																																																																							
17	市 保健福祉部	地震	40	【第2章第1節項目第1】 【配備体制】 「災対保健福祉部」中「救護班」の構成課が「健康推進課、夜間急患センター」となっているが、「災対保健福祉部」の「応援班」を2分割したように、「救護班」を2分割して2号配備枠を増やし、その中に「夜間急患センター」を構成課として入れて欲しい。	「夜間急患センター」は災害時には同じ敷地内に隣接している災害拠点病院「石巻赤十字病院」と連携して一次医療活動を行うことになるため、「救護班」としての活動は限定的になるので、「救護班」を2分割して2号配備枠を増やして欲しい。 ※夜間急患センターは、平時より24時間職員が常駐しているので、「0号配備～」ではなく「2号配備～」にして欲しい。(他の診療所や「災対病院部」の「医療班」も2号配備である。)	平時より、石巻赤十字病院と連携した災害訓練を実施しており、常勤医師も看護師等も災害発生時には、石巻赤十字病院と連携した医療活動を行うこととなるため。 ※当センターは、市外在住の常勤医師と他の医療機関からの派遣医師で医療活動を行っているため、夜間や休日以外は医師がほぼ不在となっており、災害発生時には隣接する石巻赤十字病院と一体となった医療救護活動が効率的であるため。	修正意見を反映し、「災対保健福祉部」の「救護班」を「健康推進課（0号）」と「夜間急患センター（2号）」に分割修正する。	○																																																																							
18	市 産業部	地震	40	【第2章第1節項目第1】 【配備体制】 災対産業部の「0号 警戒配備」については、産業推進課のみ「●」となっている。 <table border="1"><tr><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>総務班</td><td>産業推進課</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>商工班</td><td>商工課</td></tr><tr><td>災対</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>観光班</td><td>観光課</td></tr><tr><td>産業部</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>水産班</td><td>水産課、水産物地方卸売市場管理事務所</td></tr><tr><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>農林班</td><td>農林課、ニホンジカ対策室</td></tr></table>	●	●	●	●	●	総務班	産業推進課	●	●	●	●	●	商工班	商工課	災対	●	●	●	●	観光班	観光課	産業部	●	●	●	●	水産班	水産課、水産物地方卸売市場管理事務所		●	●	●	●	農林班	農林課、ニホンジカ対策室	災対産業部の「0号 警戒配備」については、水産班、農林班も対象とする。 <table border="1"><tr><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>総務班</td><td>産業推進課</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>商工班</td><td>商工課</td></tr><tr><td>災対</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>観光班</td><td>観光課</td></tr><tr><td>産業部</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>水産班</td><td>水産課、水産物地方卸売市場管理事務所</td></tr><tr><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>農林班</td><td>農林課、ニホンジカ対策室</td></tr></table>	●	●	●	●	●	総務班	産業推進課	●	●	●	●	●	商工班	商工課	災対	●	●	●	●	観光班	観光課	産業部	●	●	●	●	水産班	水産課、水産物地方卸売市場管理事務所		●	●	●	●	農林班	農林課、ニホンジカ対策室	産業部水産課、農林課において、有事の際、所管する各施設の対応が生じるため。	修正意見のとおり、「水産班」及び「農林班」を「0号警戒配備」に修正する。	○	
●	●	●	●	●	総務班	産業推進課																																																																									
●	●	●	●	●	商工班	商工課																																																																									
災対	●	●	●	●	観光班	観光課																																																																									
産業部	●	●	●	●	水産班	水産課、水産物地方卸売市場管理事務所																																																																									
	●	●	●	●	農林班	農林課、ニホンジカ対策室																																																																									
●	●	●	●	●	総務班	産業推進課																																																																									
●	●	●	●	●	商工班	商工課																																																																									
災対	●	●	●	●	観光班	観光課																																																																									
産業部	●	●	●	●	水産班	水産課、水産物地方卸売市場管理事務所																																																																									
	●	●	●	●	農林班	農林課、ニホンジカ対策室																																																																									
19	市 病院局	地震	41	【第2章第1節項目第2】 【災害対策本部】 <table border="1"><tr><td>災対病院部</td><td>総務班</td><td>経営課</td></tr><tr><td>部 長：病院局事務部長</td><td>医療班</td><td>石巻市立病院診療部、医事課</td></tr><tr><td>副部長：病院局事務部次長</td><td></td><td>石巻市立病院医療技術部、石巻市立病院薬剤部、石巻市立病院看護部</td></tr><tr><td>牡鹿病院班</td><td></td><td>市立牡鹿病院</td></tr></table>	災対病院部	総務班	経営課	部 長：病院局事務部長	医療班	石巻市立病院診療部、医事課	副部長：病院局事務部次長		石巻市立病院医療技術部、石巻市立病院薬剤部、石巻市立病院看護部	牡鹿病院班		市立牡鹿病院	災対病院部を総務する部署は「病院管理課」となる。これにより、同課を総務班に位置付けるとともに、両病院を「市立病院班」及び「牡鹿病院班」として位置付けることで構成の明確化並びに統一化を図るため。 なお、この変更に伴い、各班の任務及び事務分掌に変更は生じない。	修正意見のとおり、災対病院部「班名」及び「構成職・課名」を以下のとおり修正する。 ・「総務班（経営課）」を「総務班（病院管理課）」に修正。 ・「医療班（石巻市立病院診療部、医事課、石巻市立病院医療技術部、石巻市立病院薬剤部、石巻市立病院看護部）」を「市立病院班（診療部、医療技術部、看護部、事務部）」に修正。 ・「牡鹿病院班（市立牡鹿病院）」を「牡鹿病院班（診療部門、事務部門）」に修正。	○	同内容について、下記項目においても修正実施。 【地震編】 第2章第1節項目第1-2（職員の配備） 第2章第1節項目第2-2(1)（組織） 第2章第1節項目第2-2(3) (災害対策本部各部・班の任務及び事務分掌) 【原子力編】 第3章第4節（緊急事態応急対策活動体制の確立）																																																											
災対病院部	総務班	経営課																																																																													
部 長：病院局事務部長	医療班	石巻市立病院診療部、医事課																																																																													
副部長：病院局事務部次長		石巻市立病院医療技術部、石巻市立病院薬剤部、石巻市立病院看護部																																																																													
牡鹿病院班		市立牡鹿病院																																																																													
20	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	地震	63 (追加)	【第2章第10節項目第2】 【緊急輸送道路等の確保】 関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○																																																																							
21	宮城県	地震	79 (追加)	【第2章第19節項目第2】 【遺体の収容・処理】 2 遺体の処理 「警察の検視等が完了し、」	「警察の検視（死体調査）等が完了し、」に修正 ※（死体調査）を追加	文言の追加 該当ページは見え消し版のもの	修正意見のとおり、修正する。	○																																																																							
22	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	地震	81 (追加)	【第2章第24節項目第1】 【公共土木施設等の応急対策】 「仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、東日本高速道路（株）仙台支社、東日本高速道路（株）」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、南三陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、東日本高速道路（株）」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○																																																																							
23	宮城県	地震	84	【第2章第25節項目第1】 【ライフライン施設】 関係機関の欄	関係機関の欄 「宮城県下水道公社」を削除	令和4年3月31日に解散しているため	修正意見のとおり、修正する。（記載削除）	○	同内容について、下記項目においても修正実施。 【津波編】 通し番号31 第2章第25節項目第1 (ライフライン施設等の応急復旧) 【風水害編】 通し番号38 第2章第27節項目第1 (ライフライン施設)																																																																						

石巻市地域防災計画改訂案に係る委員意見に対する対応一覧(津波災害対策編)

通し番号	意見委員機関名	該当編	新旧対照表 該当頁	意見			事務局対応案	本改訂で修正	備考
				修正前	修正案	修正理由			
24	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	津波	2 (追加)	【第1章第3節項目第1】 【交通施設の災害対策】 関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 南三陸沿岸国道事務所 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関」	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容の修正あり。
25	市 建設部	津波	3	【第1章第4節項目第1】 【市街地再開発事業等の推進】 第1 市街地再開発事業等の推進	第1のタイトルは「再」の追記不要	市街地再開発事業や土地区画整理事業等の都市計画事業全般を「市街地開発事業」と定義されていることから、第1のタイトルは「再」の追記不要	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容の修正あり。
26	市 建設部	津波	3	【第1章第4節項目第1】 【市街地再開発事業等の推進】 第1 市街地再開発事業等の推進 【地震災害対策編／第1章／第5節／第1 市街地再開発事業等の推進】を準用する。	第1のタイトルは「再」の追記不要	市街地再開発事業や土地区画整理事業等の都市計画事業全般を「市街地開発事業」と定義されていることから、第1のタイトルは「再」の追記不要	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容の修正あり。
27	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	津波	13 (追加)	【第1章第21節項目第3】 【障害物除去体制の整備】 関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、 南三陸沿岸国道事務所 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容の修正あり。
28	市 保健福祉部	津波	20	【第2章第2節項目第3】 【津波情報の伝達】 1 (2) 津波情報 「津波情報の種類と内容」の表の注釈	令和7年7月24日から、「欠測」との発表の運用が開始されるが、これは注釈に含めなくともよいのか。	改訂の時点で運用開始されていると思われるため。	令和7年7月24日正午より、気象庁において「津波の観測に関する情報」として新たに追加されたことから、修正意見のとおり「欠測」に関する内容を追記修正する。	○	『欠測』 沿岸の観測点で「何らかの理由」により津波の観測データが得られなくなっていること。
29	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	津波	23 (追加)	【第2章第10節項目第2】 【緊急輸送路等の確保】 関係機関の欄 仙台河川国道事務所、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、 南三陸沿岸国道事務所 、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容の修正あり。
30	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	津波	30 (追加)	【第2章第24節項目第1】 【公共土木施設】 関係機関の欄 仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、東日本高速道路（株）	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 南三陸沿岸国道事務所 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、東日本高速道路（株）」に修正 ※（南三陸沿岸国道事務所）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容修正あり。
31	宮城県	津波	31	【第2章第25節項目第1】 【ライフライン施設等の応急復旧】 関係機関の欄	関係機関の欄 「 宮城県下水道公社 」を削除	令和4年3月31日に解散しているため	修正意見のとおり、修正する。（記載削除）	○	同内容の修正あり。

石巻市地域防災計画改訂案に係る委員意見に対する対応一覧(風水害等災害対策編)

通し番号	意見委員機関名	該当編	新旧対照表 該当頁	意見			事務局対応案	本改訂で修正	備考
				修正前	修正案	修正理由			
32	宮城県東部土木事務所	風水害	2	【第1章第1節項目第1】 【風水害に強いまちづくり】 7（2）土砂災害警戒区域等の周知 「ハザードマップ」→「防災マップ」	地震編P.2には、ハザードマップと記載されているので、ハザードマップと防災マップの違いが無いならハザードマップのままで良いかと考える。	標記を統一した方が理解しやすい。防災マップ、ハザードマップが異なるものである場合は、どこかで違いを解説した方がよい。	本内容については、県計画内容に基づき「ハザードマップ」から「防災マップ」へと修正したものであるが、本市ではハザードマップ及び防災マップの双方を一本化した内容として作成した情報マップを「ハザードマップ」と呼称していることからも、表記の統一化を図り、「防災マップ」を「ハザードマップ」に再修正する。 【ハザードマップ】 地形や地盤、過去の災害履歴などから、次なる自然災害の発生リスクを示す地図。 【防災マップ】 自然災害発生時の行動計画を示し、災害発生時に利用すべき避難経路や避難所、防災施設などの情報を示す地図。	○	同内容について、下記項目においても修正実施。 【地震編】 第2章第25節項目第2 (要配慮者の災害予防対策) 【津波編】 第1章第22節項目第4 (津波避難計画の策定)
33	市建設部	風水害	3	【第1章第2節項目第1】 【市街地再開発事業等の推進】 第1 市街地再開発事業等の推進 【地震災害対策編／第1章／第5節／第1 市街地再開発事業等の推進】を準用する。	第1のタイトルは「再」の追記不要	市街地再開発事業や土地区画整理事業等の都市計画事業全般を「市街地開発事業」と定義されていることから、第1のタイトルは「再」の追記不要	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容の修正あり。
34	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	風水害	13 (追加)	【第1章第15節項目第3】 【障害物除去体制の整備】 関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所」	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、 南三陸沿岸国道事務所 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所」に修正 ※（ 南三陸沿岸国道事務所 ）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容の修正あり。
35	石巻地区消防本部	風水害	19	【第1章第22節項目第3】 【危険物等災害予防対策】 ※参考 第3 4 広報・啓発の推進 「危険物安全協会等の・・・及び一般の 県民 に対し、危険物等による・・・。」	4 広報・啓発の推進 左記朱書き部分となる、「県民」を「市民」へ修正してはいかがでしょうか。	石巻市地域防災計画のため。	当該記載箇所は県計画（地震災害対策編）内容の引用であるため、修正しない。		
36	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	風水害	33 (追加)	【第2章第12節項目第2】 【緊急輸送路等の確保】 関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会」に修正 ※（ 南三陸沿岸国道事務所 ）を追加	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、 南三陸沿岸国道事務所 、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会」に修正 ※（ 南三陸沿岸国道事務所 ）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容の修正あり。
37	東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	風水害	44 (追加)	【第2章第26節項目第1】 【公共土木施設】 関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、東日本高速道路（株）」に修正 ※（ 南三陸沿岸国道事務所 ）を追加	関係機関の欄 「仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 南三陸沿岸国道事務所 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、東日本高速道路（株）」に修正 ※（ 南三陸沿岸国道事務所 ）を追加	対象事象への対応機関として明記	修正意見のとおり、修正する。	○	同内容の修正あり。
38	宮城県	風水害	48	【第2章第27節項目第1】 【ライフライン施設】 関係機関の欄	関係機関の欄 「 宮城県下水道公社 」を削除	令和4年3月31日に解散しているため	修正意見のとおり、修正する。（記載削除）	○	同内容の修正あり。

石巻市地域防災計画改訂案に係る委員意見に対する対応一覧(原子力災害対策編)

通し番号	意見委員機関名	該当編	新旧対照表該当頁	意見			事務局対応案	本改訂で修正	備考
				修正前	修正案	修正理由			
39	宮城県	原子力	9	【第2章第15節】 【緊急輸送活動体制の整備】 関係機関の欄 「 <u>宮城県東部土木事務所</u> 」	関係機関の欄 「 <u>東部土木事務所</u> 」に修正	他計画の標記と統一	修正意見のとおり、修正する。	○	
40	宮城県	原子力	10	【第2章第18節】 【物資の調達、供給活動】 1 (1) 「 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> 」を活用し、」	「 <u>新物資システム (B-PLo)</u> 」を活用し、「に修正	防災基本計画の修正	当該システム名の変更は、令和7年度の宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）改訂において行われる見通しであることから、本改訂では修正しない。		
41	市 復興企画部	原子力	12	【第3章第2節】 【情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保】 (修正前・修正案) 1 (1) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する～	右と同じ	修正前と修正案を確認しましたが、変更箇所が特定できませんでした。	本内容は新旧対照表の誤りであったことから、同表「修正後」の当該箇所に「 <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u> 」と追記修正する。	○	